

# デジタル時代における多様な資料継承の仕組みを 包括する議論モデルの提案

大月希望<sup>1</sup> 大向一輝<sup>2</sup> 永崎研宣<sup>3</sup> 佐倉統<sup>4</sup>

**概要**：現在、博物館、地域における郷土資料の保存、デジタルアーカイブなど、モノや情報を残す仕組みは数多く存在し、その主体や理念、方法は多様化している。しかし、このような質的に異なる仕組みを、既存の枠組みの中で議論することは困難である。本稿では、モノや情報を残す（あるいは残る）多様な仕組みを包括的に議論するための、新しいモデルを提案する。加えて、このモデルを用いて、様々な残し方や残り方の位置付けを比較検討することを試みる。

**キーワード**：資料継承、資料保存、博物館、デジタルアーカイブ、議論モデル

## Proposal of Comprehensive Discussion Model on Various Mechanisms of Inheriting Material in the Digital Age

NOZOMI OHTSUKI<sup>†1</sup> IKKI OHMUKAI<sup>†2</sup>  
KIYONORI NAGASAKI<sup>†3</sup> OSAMU SAKURA<sup>†4</sup>

**Abstract**: There are many mechanisms for inheriting or preserving objects and information, such as museums, preservation of local materials in regions and digital archives, also the agents, philosophies, and methods are becoming diverse. However, it is difficult to discuss these qualitatively different mechanisms within existing frameworks. In this paper, we propose a new model to comprehensively discuss the various mechanisms that leave (or remain) objects and information. In addition, using this model, we will attempt to compare the positions of the various ways of leaving and remaining.

**Keywords**: Inheriting Material, Preserving Material, Museum, Digital Archive, Discussion Model

### 1. はじめに

モノや情報を残すという資料継承の仕組みは数多く存在し、加えて近年ではデジタル化した資料やオープンデジタルな資料を残す仕組みも発展している。たとえば博物館や資料館における資料としてのモノや情報の保存、地域住民の手で郷土資料を残す取り組み、デジタルアーカイブなどが挙げられる。モノや情報を残す主体は様々であり、理念や方法も多様である。

このような質的に異なる複数の仕組みに対して、既存の枠組みを用いて議論を行おうとすると、不足が生じ十分な議論を行うことは困難である。そこで本稿では、現在のデジタル時代における多様な資料継承の仕組みを包括的に議論することが可能となる、新しいモデルを提案する。このモデルを実際のモノや情報を残す、あるいは残る仕組みに適用し、多様な残し方（残り方）の位置づけの比較検討を

試みる。

### 2. 背景

#### 2.1 先行研究における議論の展開

博物館学においては、日本における西洋のミュージアム文化の受容に関する研究で、西洋と日本の博物館の成り立ちの差異について、西洋のミュージアムは博物学と密接に関係しているが、他方で日本の博物館は西洋のミュージアムの「形式」を輸入したものであって博物学思想からは切り離されているだけでなく、それ以前から日本で培われてきた本草学や古器旧物収集文化とも異なると述べられている[1]。この研究のように、博物館の成立過程に着目してその性質について考察することは一般的である。あるいは、博物館や資料収集保存に関する制度・法律に着目し、時代や社会状況とともに法制度も変化していったことや、地域住民の中から資料継承の新たな動きが生まれたことを示した研究[2]もある。

現代のデジタル化社会における資料継承に関する研究では、持続可能な地域の歴史資料のデータ化とオープン化について考察した論文の中で、オープンデータの残りやす

1 東京大学大学院学際情報学府  
Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, The University of Tokyo  
2 東京大学大学院人文社会系研究科  
Graduate School of Humanities and Sociology, The University of Tokyo  
3 一般財団法人人文情報学研究所  
International Institute for Digital Humanities  
4 東京大学大学院情報学環  
Interfaculty Initiative in Information Studies, The University of Tokyo

さaについて、「全てが複製されているのは文化資源に限れば、事実上『優品（重要文化財というよりむしろデータとして使いやすいもの）』だけではないだろうか」という指摘がなされている[3]。この指摘からは、デジタル社会におけるデータの残りやすさは、所有者が主体的に決定できるものではなく、懸念も見受けられる。また、この指摘は、優品主義批判にも関係する。デジタルデータのみならず物理的なモノに関しても、優品主義批判の文脈における議論は重要である。ある時点での限定的な価値観に基づいて残すか否かを決定し、基準から外れるモノや情報を排除することは、文化の多様性の観点からだけでなく、将来的な可能性を切り捨てているという点からも批判される。

博物館におけるモノの残りやすさに関しては、次の指摘が参考になるだろう。アメリカにおける民族誌展示は、人類博物館bの「モノグラフ展示（monographic type exhibitions）」に対するアンソニー・シェルトンの指摘を参照して、「個々の文化の独自性を浮かびあがらせようとするそれらの展示においては、他の文化の産物と区別されるような特性をもつものばかりが選び出され、提示される傾向が強い」と指摘された[4]。このことから、展示のもととなる資料の収集やその前後の資料継承においても、少なからず「優品」（この文脈では、「他の文化の産物と区別されるような特性をもつ」もの）が選び出されていることが推察される。同様に、日本における民具などの保存・継承においても、個人の所有物を永続的に残したいと考え博物館や資料館へ持って行った際に、既に所蔵する資料との関係や重複により受け入れられない事例が見受けられる。

以上のように、資料継承の仕組みは多様であり、それぞれにおいて議論がなされているものの、議論の軸も様々であるため、包括的な議論のためには新たなモデルが必要である。

## 2.2 資料継承の仕組みの多様性

本研究の着想に至った経緯として、筆者が行った調査について言及しておきたい。筆者は2020年10～11月に、二つのお寺（A寺、B寺）において調査を行った。調査の目的は、モノが外部からお寺に持ち込まれて残るメカニズムを探ることであり、お寺内（境内、本堂、倉庫等）での観察、住職等への聞き取りを通じてデータを収集した。観察記録と聞き取り内容から抽出されたカテゴリーを表1に示す。二つのお寺におけるそれぞれの調査からは、同様又は類似したカテゴリーが多く抽出された。これらのカテゴリーに

a オープンデータとは、自由に使用や再利用、再配布が可能なデータであり、その性質から、複数の場所でデータが保存されるため、そのうち一つが失われたとしても、他の場所ではデータが残る。後藤は、多くのデータは実際にコピーされているのかという疑問を呈し、上記の引用部分の指摘を行っている。

b イギリス・ロンドンにあった人類学博物館（Museum of Mankind）を指す。現在は大英博物館内に移設。

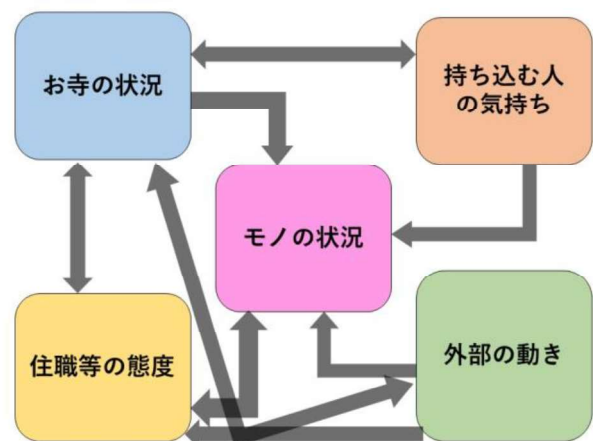
含まれる内容を分析した結果、お寺におけるモノをめぐる状況として、図1に表したように、お寺に持ち込まれたモノが価値づけられずに受け入れられ、持ち込んだ人・お寺・管理者（住職等）・外部との関係の中で、ある程度長期間にわたって残るといった残り方が見いだされた。これを「お寺的残り方」として特徴づけた。

しかしながら、この「お寺的残り方」にも多少の幅があり、モノや情報を残す他の仕組みとの比較の中で、「お寺的残り方」のより詳細な特徴づけをしていく必要がある。加えて、モノが残るといことは我々の想像よりも複雑であり、多様なプロセスや仕組みが関係していると推察される。そのため、モノを残すこと・モノが残ることについて、デジタル時代においてはモノだけでなく情報を残すこと・残ることも含めて、詳細に定義する必要があると考えた。

表1 お寺にモノが集まり残ることについての  
 カテゴリーと該当したお寺

上位 カテゴリー	カテゴリー	該当したお寺	
		A 寺	B 寺
モノの 状況	持ち込まれたモノ	○	○
	モノの現状	○	○
住職等 の態度	モノへの向き合い方	○	
	モノについての記憶	○	
	モノの捉え方		○
持ち込む 人の 気持ち	お寺との関係	○	○
	モノを持ち込む理由	○	○
お寺の 状況	お寺の特性	○	○
	お寺の役割	○	
	お寺の限界		○
外部の 動き	文化財調査	○	○
	博物館への寄託	○	○
	研究者の来訪	○	○

図1 お寺における残されたモノをめぐる状況



### 2.3 デジタルアーカイブの新しい潮流

近年、デジタルアーカイブの発展とともにその性質や目的は多様化してきており、整理の必要性が生じている。例えば、博物館や図書館が所蔵する既存の資料をデジタル化して公開したデジタルアーカイブ、様々な機関がデジタル化して公開した資料を一元的に検索可能なポータルサイト、学術資料の保存と活用を目的とした学術資産アーカイブなどが挙げられる。さらには、インターネット上のウェブサイトを対象として自動収集・保存を行う仕組みもアーカイブと称される。

次章では、これまでの議論を踏まえ新たな議論モデルの提案を行う。

## 3. 議論モデルの提案

本研究では、前章で挙げた先行研究における議論で用いられていた枠組みを整理し、それらを包括するための議論モデルを提案する。モノや情報を残す側に関する軸としては、主体性、現実の所有、残したい願望、モノや情報を受け入れる側の軸としては社会的価値が挙げられる。これらの4つの軸について、それぞれ説明する。

### (1) 主体性

主体性とは、モノや情報に対しての向き合い方を表す軸である。表1で示した上位カテゴリーでは、「住職等の態度」と《持ち込む人の気持ち》が関係する。

モノに対して主体的であることと、モノを現実に所有しているか（モノが手元にあるか）は異なる軸である。現実に所有していなくても、主体的であるということも考えられる。例えば、消滅に危機に瀕している集落で、町と地域住民が所有する資料を研究者がデジタルアーカイブ化して残す取り組み[5]が挙げられる。

### (2) 所有

所有とは、モノや情報を、現実に所有しているか否かを表す軸である。表1で示した上位カテゴリーでは、「モノの状況」と《お寺の状況》が関係する。

現実に所有していても、主体的ではないこともある。たとえば所有者にとっては関心がないモノ、遺品などとりあえず引き継いだモノ、法的に引き継いだことになってしまったモノの所有が挙げられる。

### (3) 残したい願望

残したい願望とは、あるモノを残す側がそれを残したいと思っているか否かを表す軸である。表1で示した上位カテゴリーでは、「住職等の態度」と《持ち込む人の気持ち》が関係する。

残したい理由としては、残す側にとって大切にしたい思

いがあるモノ、価値があるモノであるということが挙げられるが、それは必ずしも社会的価値と一致するとは限らない。残す側が組織の場合、残したい願望が残すか否かの方針として表明されていることもある。

### (4) 社会的価値

社会的価値とは、モノを受け入れる側が、社会的価値によってモノの受け入れの際に選別を行っているか否かを表す軸である。表1で示した上位カテゴリーでは、「住職等の態度」と《持ち込む人の気持ち》、《外部の動き》が関係する。

社会的価値は、残す側（当事者）の考える価値や残したい願望とは異なることがしばしばある。民具の寄贈を博物館に断られるという例が、その典型である。

これらの4つの軸について、該当を1、非該当を0、該当も非該当もあり得るものを0/1とすると、例えば、文化的価値のあるモノを保存するという優品主義であれば、主体性—1、所有—1、残したい願望—1、社会的価値—1、と表すことができる。

次章は、これらの資料継承の仕組みについて、この議論モデルを用いて分析を行うことを試みる。

## 4. 議論モデルの適用

本節では、議論モデルをいくつかの資料継承の仕組みに筆者の立場から適用することを試みる。

### 4.1 博物館における資料継承

はじめに、国際博物館会議（International Council of Museums: ICOM）の「職業倫理規定」[6]と日本博物館協会による「博物館の原則」および「博物館関係者の行動規範」[7]を参照し、理念としての博物館資料の扱いを確認しておきたい。ICOM 職業倫理規定のセクション2は、所有するコレクションの扱いについて書かれており、特に2.12から17では収蔵品の除去に関する内容が扱われている。ここでは、博物館の収蔵品を安易に処分することがないように、手続きの遵守や責任の所在、コレクションから除去された収蔵品の処分などについて厳しく規定しており、博物館が資料を保全し継承する責務を負っていることが示されている。しかしながら、一部の博物館では重複した所蔵資料を処分する事例も見られる。また、「博物館関係者の行動規範」の5では収集・保存について書かれており、収集方針を定めて精選された良質なコレクションを形成することや、体系的で価値のあるコレクションのために方針を確立して寄贈資料を受け入れる必要性が説明されている。また、博物館が所蔵していない外部の資料に関しても、現地に赴いて資料継承の支援を行うことについても言及されている。

#### 4.1.1 博物館が所蔵する資料

以上を念頭に置いて、まず、博物館における資料継承のうち、博物館が所蔵する資料（表2での表記：博物館内）に関して検討する。ここでは、残す側も受け入れ側も博物館である。資料を残す側としての博物館は、資料に対して保存や維持管理を行っているため、主体性—1、博物館資料として所有しているので、所有—1となる。残したい願望について問題となるのは主に資料の整理の際であり、破棄するか継続して所蔵するか判断には組織としての方針の形で残したい願望が関わってくるので、残したい願望—1となる。資料の受け入れ側としての博物館を考えると、何らかの社会的価値のある資料を選択し継続して所蔵しており、社会的価値—1となる。例えば2018年に話題となった鳥取県東伯郡北栄町の「お別れ展示」においては、北栄みらい伝承館（北条歴史民俗資料館）が所蔵する資料の再整理・再保存の必要が生じ、資料の除籍にあたって新たに収集基準を定める中で、「原則として郷土文化を研究するためコレクション化するべき資料を除き、すでに収集している資料と同種及び同等未満の資料は収集しない」と但し書きをつけた[8]。

#### 4.1.2 寄贈などで外部から持ち込まれる資料

次に、寄贈などで外部から博物館に持ち込まれる資料（表2での表記：寄贈など）に関して検討する。現状として、多くの博物館は収蔵庫の空きスペースが少ない状態で運営されているが、地域の発掘調査で新たに出土したり地域から持ち込まれたりして資料は増え続ける。後者の内容としては民具や古文書のほか個人が築いたコレクションなどが挙げられ、特に近年では自然愛好家が多かった世代の高齢化に伴い、標本資料が自然史系博物館に寄贈されることが増加している。加えて、地域の過疎化により集落や学校、大学が持つ標本の流出が重なっているという[9]。このような外部から博物館に持ち込まれる資料は、持ち込む人や機関が主体的に持ち込む場合もあれば、遺品として引き継いだ資料の処分に困り博物館に相談するということもあり、主体性—0/1となる。主体的であれ非主体的であれ、多くの場合は資料を所有している人や機関が持ち込むため、所有—1であり、博物館という資料を保存継承する機関に持ち込んでいることから、残したい願望—1と考えられる。しかしながら、こうして持ち込まれた資料のすべてが博物館への寄贈品として受け入れられるわけではない。博物館には資料収集方針があり、それに合致しないモノや既に所蔵している資料と重複している場合、あるいは社会的・文化的理由から展示が困難である場合には、寄贈がかなわないこともある。前項で取り上げた北栄みらい伝承館の新しい資料収集基準[8]に則れば、原則として既にある資料と重複する資料は受け入れられないと考えられる。このように受け入れる側＝博物館が、資料の社会的価値やその他の理

由に基づいて寄贈の可否すなわち残し方を決定しており、社会的価値—1といえる。また、博物館内と外部→博物館の位置づけについては、図書館についても概ね同様である。図書館における寄贈本の扱いに関する議論は、近年の寄贈図書破棄問題を論じた大谷の指摘[10]が参考になる。

#### 4.1.3 博物館が資料継承に協力する外部の資料

最後に、博物館が所蔵しない外部の資料の継承（表2での表記：博物館外）についても検討する。これは、博物館が所蔵資料を維持することや新たに資料を収集するのではなく、博物館外において資料が実際に置かれている環境下での、博物館による資料継承の実施や支援を意味する。この場合、まず主体性については、博物館側から主体的に行う場合と、資料が置かれている機関や自治体、地域からの要請によって行う場合があり、主体性—0/1と表せる。博物館の所蔵品ではないため、所有—0であるが、資料を保存継承する役割に沿って活動をするため、残したい願望—1といえる。しかし、博物館外全ての資料に対して活動ができるわけではなく、何を残すかの選別は少なからず行われており、社会的価値—1である。

#### 4.2 地域における資料継承

本節では、地域住民が主体となって資料を継承しようとする試みについて着目し、検討を行う。地域の各家庭や公民館、自治体には、多くの資料が保管されているが、その存在が特に強調されるのは災害時である。東日本大震災における文化財レスキューでは、法的な文化財だけでなく自治体や公民館が所蔵する資料も対象となり、復旧から復興にかけての間で、何を残し、何を新たに作るかの判断を迫られる中、地域住民はモノに様々な意味を付与した[11]。このことから、残す側としての地域住民は主体的に、自らが所有するモノに対して残したい願望を持って向き合っており、主体性—1、現実の所有—1、残したい願望—1といえる。ここで提示された「文化創造のインタラクション」の枠組みは、研究者が専門知を背景として付与した価値を市民に普及するだけでなく、地域の人々が大切にしたいものや、あるいは状況の推移の中で新たな意味や価値を見出していくことを研究者が受け止めていくような相互作用であるとされている。よって、文化財レスキューの「文化財をレスキューする」段階においては社会的価値に関わらず受け入れられ、その後復旧から復興へ進む中で、社会的価値が考慮されたり新たに価値づけされたりといったことがあるため、社会的価値—0/1であると考えられる。

#### 4.3 「お寺的残り方」

本節では、筆者が行った調査をもとに、「お寺的残り方」という資料継承の仕組みとその位置づけについて検討する。はじめに、「お寺的残り方」で残るモノとして故人の遺

品やある人にとって思い入れが強いモノなどが登場するが、この資料継承の仕組みは必ずしも人の死やそれに対する悲しみの感情と直接的に関係しているものではないため、死や死者に関する悲嘆の研究[12]や社会学的議論[13]とはひとまず距離を置いておくこととする。

#### 4.3.1 お寺への持ち込み

お寺的残り方は、モノの元の持ち主によるお寺への持ち込み（表2での表記：持ち込み）と、その後お寺において残ること（表2での表記：お寺）の二段階に分けられる。まず持ち込みについて検討する。お寺への持ち込みにおける残す側の状況は、《持ち込む人の気持ち》のカテゴリーに分類される語りから読み取ることができる。元の持ち主である持ち込む人がモノに対して主体的か否かは、自らの意思で自らのモノをお寺に持ち込んだならば主体的であるといえるが、他方で前の持ち主が亡くなったことでモノの持ち主となった家族の場合、よくわからない、処分しきれない、意見が一致しないという理由からお寺に持ち込むことがあり、よって主体性—0/1と表す。現実の所有については、所有している理由の主体性に関わらず、モノを持っているため、所有—1となる。モノを残したい願望の有無は、置き場所や処分に困っている様子が読み取れ、お寺に引き取ってもらっていることが多く、その後は保管しているモノについての問い合わせがないことから、お寺での長期的な保管は期待されていないと考えられる。しかし、仏教要素のあるモノ、例えば掛け軸や曼荼羅などは、家にあっても仕方がないという理由から持ち込まれるが、お寺ならば受け入れてくれるだろうという気持ちがあり、お焚き上げとは異なり処分目的での持ち込みではないため、残したい願望を完全には否定できない。そのため、残したい願望—0/1とする。受け入れ側であるお寺は、モノが実際にお寺にとって役に立つかどうかは、受け入れることとは別の問題であると述べており、持ち込む人が困っている状況を汲み取り、特に価値判断することなく、モノに関する困りごとを引き受けていることが読み取れた。よって、社会的価値—0である。

#### 4.3.2 お寺において残ること

次に、モノがお寺に持ち込まれた後、お寺においてある程度長期にわたって残っている段階について検討する。残す側であるお寺は、モノを保管しているといっても、実態は押し入れや倉庫に整理されることなく置かれたままになっているモノがほとんどであった。これはA、Bの両方のお寺に共通であり、その様子からは、モノに対する主体性は読み取れない。B寺の副住職は、整理するタイミングが無かったおかげで残ったとも述べていた。他方で、B寺の住職は、持ち込まれたモノもお寺も主体性はないが、檀家とお寺の関係と同様に互いに相手を大切にしようことによ

って、「主体的になれる関係」であると述べた。副住職は、持ち込まれて残っている由来がよくわからないモノに対して自分なりの解釈や想像をしているとし、住職も、解釈を通じて「埋もれたモノが掘り起こされて、人のためになる」と考えていた。そのため、主体性—0/1としておく。所有については、もとの持ち主からお寺にモノが移っているので、所有—1である。お寺としてモノを保管してはいるが、そこに残したい願望は読み取れない。また、B寺の住職からは、B寺が関東大震災と東京大空襲を経験し本尊をはじめとする多くの所有物を失った経験から、お寺の災害への弱さが指摘されたが、「形あるもの、いつかはなくなることもある」と否定的には捉えていなかった。加えて、一般的なお寺の限界は文化財調査を通じた博物館や資料館への寄託など、他のところで補充可能であるとも述べていた。そのため、残したい願望—0とする。受け入れ側としてのお寺が価値判断をしているかについては、お寺に残っているよくわからないモノに対して、A寺の副住職の「あまり価値があるようには見えないけれど、どうなんでしょうね」という疑問や、住職は「たぶん大変なモノなんだろうと。お宝探偵団に出すと値段がつくかもしれない」という想像が見られた。しかしながら、住職と副住職はモノにお宝としての価値がある可能性を示唆しつつも冗談のような語り口であり、そのような価値観でモノを見ていないことは明らかであった。B寺では先述のようにモノに新たな解釈を加えることがあるが、そこに価値判断が入ることを示唆する語りは聞かれなかった。よって、社会的価値—0である。

#### 4.4 デジタルアーカイブにおける資料継承

デジタルアーカイブは、その運営主体や収録対象の資料の種類が様々であるため、適宜具体例を挙げつつ一般化して検討を進めていくこととする。まず主体性について、デジタルアーカイブにおいてモノや情報を（デジタルの形で）残そうとしている時点で、主体的であるといえる。次に所有については、実施主体の人や機関が実際に所有しているモノや情報に限らず、広くデジタルアーカイブ化が可能である。例えば国立国会図書館の近代デジタルライブラリーでは、自館が所蔵する資料をデジタル化し公開している。他方で3.2でも取り上げた「集落アーカイブ」の取り組みでは、実施主体ではなく地域の人々が所有する資料に対してデジタルアーカイブ化を試みている[5]。残したい願望については、実施主体にとって残したいと考える資料だけでなく、その周辺に存在する情報も包括的にアーカイブ可能である。デジタルアーカイブ化の時点ではまだ社会的価値が定まっていない資料についても、アーカイブ化の方針次第ではあるが、アーカイブされてある時点での記録として残され得る。よって、主体性—1、所有—0/1、残したい願望—1、社会的価値—0/1であると考えられる。

#### 4.5 インターネットアーカイブにおける資料継承

本節では、Internet Archive と国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）という二つの異なるインターネットアーカイブの位置づけについて検討する。

##### 4.5.1 Internet Archive

Internet Archive では、Wayback Machine においてウェブサイトのアーカイブが検索・閲覧できるほか、電子書籍や動画、音声データなども保存されており、収集活動はクローラが自動的に行っている。加えて Archive-it プログラムという仕組みを通じて図書館などのパートナーと協力して重要なウェブページの特定を行っているほか、無料のアカウントを持つ利用者がメディアをアップロード可能である[14]。

このように、Internet Archive、とりわけ Wayback Machine で閲覧可能なウェブサイトのアーカイブにおいては、情報に対する主体性によって残すというよりもむしろシステムが自動的に残しているという状況であり、多種多様な人や機関が発信する情報を収集している。残したい願望がある個々の情報を残すのではなく、また、社会的価値とも関係なく、ウェブ上に存在しているというだけで Internet Archive にアーカイブされる対象となり得る。よって、主体性—0、所有—0、残したい願望—0、社会的価値—0 であると考えられる。

##### 4.5.2 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）

国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）では、国立国会図書館に基づき、国の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等の機関が発信するインターネット情報を対象とした収集と、法律で定める対象以外の、公益法人、私立大学、イベント、震災関連のサイト、電子雑誌などのうち、発信者の許諾を得られたものを対象とした収集を行っている[15]。

国会図書館が組織として主体的にウェブサイト上の情報を保存継承しているため、主体性—1 である。保存継承する情報は国会図書館が所有する情報ではなく、他の機関が所有し発信しているものであるため、所有—0 である。残したい願望については、前述した Internet Archive では、クローラが自動的に収集したウェブサイトを Wayback Machine で検索可能な状態で保存しているが、他方で WARP では法的根拠や事前の許諾に基づいて対象機関を選別しており、残したい願望—1 であるところでは判断する。ただし、残すべき情報を発信する機関は決めているものの、収集する情報自体を社会的価値の有無によって選別しているとはいえ、公文書保存の考え方に近い。よって、社会的価値—0/1 とする。

なお、Internet Archive と WARP の違いとして、前者は検索除けや閲覧パスワード設定などによる制限がかけられたサイトは収集しないが、後者は自動での収集が不可能なものについては発信者に送付を求めている[16]ことが挙げられる。このことも、WARP において主体性及び残したい願望を 1 と判断した理由である。

#### 4.6 議論

これまで検討を行ったいくつかの資料継承の仕組みについて、議論モデルを用いて表したものを表 2 に示す。

この中で特徴的な資料継承の仕組みは、主体的である非所有者または所有者が、残したい願望があるモノや情報とそうではないものの両方を、社会的価値があってもなくても保存継承することが可能であるというデジタルアーカイブである。他の仕組みと比較して「主体的非所有者」の存在が大きいかかわっていることをはじめ、多様な関わり方を内包した資料継承の仕組みであるといえる。

また、ある時点での資料の社会的価値に左右されずに資料継承が可能である、「お寺的残り方」、デジタルアーカイブ、インターネットアーカイブは、多様な文化を継承するという観点、加えて将来における活用可能性を残しておくという点で有用であると考えられる。

表 2 資料継承の仕組みに対する議論モデルの適用

資料継承の仕組み	細分類または具体例	残す側			受け入れ側
		主体性	所有	残したい願望	社会的価値
博物館	博物館内	1	1	1	1
	寄贈など	0/1	1	1	1
	博物館外	0/1	0	1	1
地域における資料継承	東日本大震災文化財レスキュー	1	1	1	0/1
「お寺的残り方」	持ち込み	0/1	1	0/1	0
	お寺	0/1	1	0	0
デジタルアーカイブ	各種デジタルアーカイブ	1	0/1	1	0/1
インターネットアーカイブ	Internet Archive	0	0	0	0
	WARP	1	0	1	0/1

## 5. おわりに

本稿では、多様な資料継承の仕組みに対して包括的な議論を行うためのモデルを提唱し、実際にいくつかの仕組みに対して筆者の立場からモデルを適用し検討を行った。モデルの適用により、従来の博物館、デジタルアーカイブといった個別の資料継承の仕組みをそれぞれ特徴づけるだけでは比較できなかった部分や、「お寺的残り方」やインターネットアーカイブという仕組みも含めた議論が可能となった。

モデルを適用する人の立場や観点が異なれば、0か1かの考え方も異なることがあるだろう。また、今回提案したモデルが、現在実践されている資料継承の仕組みだけでなく、今後新たな仕組みが誕生した際にも、多様な仕組みを包括的に議論するための一助となるのではないかと考える。

## 謝辞

本研究の実施に当たり、有益なコメントをくださった人文情報学勉強会の皆様、「お寺的残り方」関連の調査でお世話になった二つのお寺の関係者の皆様に、感謝申し上げます。

## 備考

本研究における調査の一部は、東京大学大学院情報学環・学際情報学府 ヒトを対象とした実験研究および調査研究に関する倫理審査委員会による承認を受けて実施している（受付番号：第20-13号）。

## 参考文献

- [1] 村田麻里子. ミュージアムの受容: 近代日本における「博物館」の射程. 京都精華大学紀要, no. 35, p. 83-122, 2009.
- [2] 金山喜昭. 日本の博物館史. 慶友社, 2001.
- [3] 後藤真. 持続可能な地域資料のためのデータ化・オープン化を考える. 情報知識学会誌, vol. 29, no. 4, p. 309-314, 2019. [https://doi.org/10.2964/jsik\\_2019\\_043](https://doi.org/10.2964/jsik_2019_043) (参照 2021-04-15).
- [4] 吉田憲司. 文化の「発見」: 驚異の部屋からヴァーチャル・ミュージアムまで. 岩波書店, 2014.
- [5] 藤本悠. 地方小集落の「集落アーカイブ」の課題と実践的取り組みについて. じんもんこん 2017 論文集. 2017, vol. 2017, p. 7-14. <http://id.nii.ac.jp/1001/00184630/> (参照 2021-04-18).
- [6] International Council of Museums, ICOM Code of Ethics for Museum, 2004 Edition. 2004. (イコム日本委員会. イコム職業倫理規定, 2004年10月改定. 2004) <https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/48d4e8f5473f46597746298504dc3510.pdf>, (参照 2021-04-20).
- [7] 財団法人日本博物館協会. 博物館の原則 博物館関係者の行動規範. 2012. <https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/e8f3d72f8ea7f1b211b614b3925964fb.pdf>, (参照 2021-04-20).
- [8] 東京大学大学院人文社会系研究科文化資源学研究室. 第18回文化資源学フォーラム報告書 コレクションを手放す: 譲渡・売却・廃棄. 2019. [http://www.l.u-tokyo.ac.jp/CR/pdf/forum18\\_report.pdf](http://www.l.u-tokyo.ac.jp/CR/pdf/forum18_report.pdf), (参照 2021-04-20).
- [9] 佐久間大輔. 博物館が高齢化社会に対応するために必要な要件を考える. Musa: 博物館学芸員課程年報. 追手門学院大学

- 博物館研究室. 2019, no. 33, p. 7-11. [http://www.i-repository.net/il/meta\\_pub/G00001450TEMON\\_504190302](http://www.i-repository.net/il/meta_pub/G00001450TEMON_504190302), (参照 2021-04-20).
- [10] 大谷卓史. 過去からのメディア論 図書館における寄贈本の受難: 学術資料としての可能性とその限界. 情報管理. 2017, vol. 60, no. 4, p. 279-283. <https://doi.org/10.1241/johokanri.60.279>, (参照 2021-04-21).
  - [11] 加藤幸治. 復興キュレーション: 語りのオーナーシップで作り伝える"くじらまち". 社会評論社, 2017. <https://ci.nii.ac.jp/ncid/BB2300638X>, (参照 2021-04-22).
  - [12] Gorer, Geoffrey. Death, grief, and mourning in contemporary Britain. London, Cresset Press, 1965. (宇都宮輝夫. 死と悲しみの社会学. ヨルダン社, 1986.)
  - [13] Gibson, Margaret. Objects of the Dead: Mourning and Memory in Everyday Life. Carlton, Vic., Melbourne Univ Pr, 2009.
  - [14] Internet Archive. About the Internet Archive. <https://archive.org/about/>. (参照 2021-04-22).
  - [15] 国立国会図書館. インターネット資料の収集. <https://www.ndl.go.jp/collect/internet/index.html>, (参照 2021-04-22).
  - [16] 国立国会図書館. 国立国会図書館法によるインターネット資料の収集について. 2019(最終更新). [http://warp.da.ndl.go.jp/bulk\\_info.pdf](http://warp.da.ndl.go.jp/bulk_info.pdf). (参照 2021-04-22).